

令和6年能登半島地震のお見舞い

このたびの地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、ご遺族の皆さまにお悔やみを申し上げます。また、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

皆さまの安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

令和6年能登半島地震災害義援金

令和6年1月に発生した能登半島地震の被災者を支援するため、義援金箱を設置しています。

お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地の災害義援金配分委員会へ送られた後、被災者へ配分されます。

設置場所 市役所、ニュータウン連絡所 設置期間 12月27日(金)まで

問い合わせ 生活援護グループ ☎366-0011

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金(所得割非課税・こども加算)

申請期限
4月30日(火)

次の①に該当する世帯に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(所得割非課税)を、①～③に該当する世帯の平成17年4月2日以降に生まれた子どもに同給付金(こども加算)を給付します。

対象 ①令和5年12月1日時点で市の住民基本台帳に記録されている次のすべてに該当する世帯 ●令和5年度の市町村民税均等割が課税されている世帯員がいる ●同一世帯の全員が、令和5年度の市町村民税所得割が非課税 ②令和5年度市町村民税均等割が非課税世帯のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(1世帯7万円の追加給付)を受給していない世帯 ③電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(1世帯7万円の追加給付)を受給した世帯 ※①②市町村民税均等割が課税されている人が同一世帯の全員を扶養している世帯、租税条約の届け出により免除されている人を含む世帯、既に他市町村で本給付金を

を受給した世帯は対象外です **支給額** ①所得割非課税/1世帯10万円 ※本給付金は対象世帯に1度のみ支給します ①～③こども加算/子ども1人につき5万円 **申請方法** ①②●令和5年1月1日以前に市の住民基本台帳に記録されている人/13日(火)から市が順次送付する確認書を同封の返信用封筒で、〒589-8790大阪狭山市重点支援給付金事業事務局(市役所別館・第4会議室)へ郵送または直接。確認書に二次元バーコードが印字されている人は申込フォームからも可 ●令和5年1月2日以降に市の住民基本台帳に記録された人/13日(火)から市が順次送付する申請書と必要書類を同封の返信用封筒で、〒589-8790大阪狭山市重点支援給付金事業事務局(市役所別館・第4会議室)へ郵送または直接 ※4月30日(火)必着 ③申請手続きは不要。口座変更などの場合は手続きが必要です



給付金対象世帯(①～③)

令和5年12月1日時点で市の住民基本台帳に記録されていて、同一世帯全員の令和5年度市町村民税均等割が非課税

はい

いいえ

1世帯7万円の追加給付の要件に該当し、受給した

同一世帯全員の令和5年度市町村民税所得割が非課税

③ はい

② いいえ

① はい

いいえ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
(所得割非課税)/対象外
(こども加算)/対象

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
(所得割非課税)/対象外
(こども加算)/対象

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
(所得割非課税)/対象
(こども加算)/対象

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
(所得割非課税)/対象外
(こども加算)/対象外

ポイント利用は
29日(木)まで

さやりんポイント プレミアムチャージキャンペーン

30%のポイントが付与されるプレミアムチャージキャンペーンのポイント利用期間は29日(木)までです。 ※チャージ分・プレミアム分、ともに失効します

特定検診受診ポイントなど、ほかの事業で付与されたポイントについては、ポイントごとに有効期間が異なるため、市役所発行元グループに確認してください。

今後もさやりんポイント事業は継続する予定です。スマートフォンアプリや磁気カードは大切に保管してください。

【スマートフォンアプリのサポート窓口】

《市役所4階さやりんポイント事務局、ニュータウン連絡所》

29日(木)までの午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝日など休日を除く)

【問い合わせ】

トラストバンクchiica事業部さやりんポイント事務局フリーダイヤル ☎ 0120-111-164 (午前9時～午後5時。

土・日曜日、祝日など休日を除く)、電子メール(chiicainfo@trustbank.co.jp) 24時間受け付け(さやりんポイントのシステム・不具合について)、大阪狭山市商工会 ☎ 365-3194 (店舗登録について)、大阪狭山市さやりんポイント事務局 ☎ 366-0011 (チャージキャンペーンについて)、産業振興・魅力創出グループ ☎ 366-0011



パブリックコメントを募集

募集期限
29日(木)必着

次の計画(素案)に対する市民の皆さんの意見を募集します。市内に居住・通勤・通学する人などが対象です。団体で提出する場合は、意見を取りまとめて提出してください。

いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方については、市ホームページなどで公表します。個人情報公表しません。また、個別に連絡することはありません。

計画(素案)	第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン	大阪狭山市自殺対策計画(第二次)
趣旨	より一層の男女共同参画社会の推進を図るため、「第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」を策定します。	平成31年3月に策定した「自殺対策計画」の見直しを行い、次期計画を策定します。
募集期間	8日(木)～29日(木)必着	15日(木)～29日(木)必着
閲覧場所	市ホームページ、市役所情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市民活動支援センター、市立公民館、図書館、社会教育センター、総合体育館、さやま荘、郷土資料館、保健センター	
その他 閲覧場所	市役所市民相談・人権啓発グループ、ぽっぽえん、UPっぴ、きらっとぴあ	地域包括支援センター
意見の 提出方法	書面(様式自由)に住所・名前・電話番号・(通勤・通学の場合は)会社名・学校名・(団体の場合は)団体名・計画(素案)に対する意見を日本語で書いて、以下のあて先へ郵送。ファクシミリ、電子メール、市申込フォームからまたは直接も可	
あて先	〒589-8501大阪狭山市役所市民相談・人権啓発グループ、ファクシミリ(FAX366-0051)、電子メール(jinken@city.osakasayama.osaka.jp)	〒589-0032岩室一丁目97番地の3保健センター、ファクシミリ(FAX367-1359)、電子メール(kenko@city.osakasayama.osaka.jp)
市申込 フォーム		
問い合わせ	市民相談・人権啓発グループ ☎ 366-0011	保健センター ☎ 367-1300

確定申告会場、確定申告の注意点

申告会場開設期間
16日(金)～3月15日(金)

【確定申告会場】

とき 16日(金)～3月15日(金)(土・日曜日、祝日など休日を除く。ただし、25日(日)は開設) 午前9時～午後4時 ※混雑状況により、早めに終了する場合があります。作成済みの申告書などを提出する人は税務署へ郵送または直接提出してください **ところ** すばるホール(富田林市桜ヶ丘町/南海高野線「金剛駅」から南海バス「小金台二丁目バス停」下車)

＜入場には「入場整理券」が必要です＞国税庁ホームページで入手方法などを確認してください。会場では、スマートフォンでの申告書作成を推進しています。富田林税務署内に確定申告会場は開設していません

【確定申告はスマートフォンで】

給与所得者などが行う「医療費控除」やふるさと納税の「寄付金控除」などの申告は、簡単・便利なスマートフォン

による申告をおすすめしています。

確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って入力すると自動計算で作成され、申告書はスマートフォンから簡単にe-Tax送信(提出)できます。なお、マイナンバーカードを利用して、マイナポータルにログインすることで、医療費やふるさと納税などの情報が自動入力されるため、より簡単に確定申告を行うことが可能です。

【昨年分の申告期限、納期限】

●所得税・復興特別所得税、贈与税/3月15日(金)(口座振替日は4月23日(火)、延納分は5月31日(金)) ●個人事業者の消費税・地方消費税/4月1日(月)(口座振替日は4月30日(火))

【個人事業者のインボイス制度による確定申告】

免税事業者からインボイス発行事業者になった人は、消費税の確定申告が必要です。

問い合わせ 富田林税務署 ☎0721-24-3281

確定申告に使用する医療費通知について

令和5年中に支払った医療費が一定の金額を超えた場合、病院などの領収書または「医療費のお知らせ(医療費通知)」を使って医療費控除を受けることができます。大阪狭

山市国民健康保険では、令和5年11・12月の診療に関する医療費通知は、3月に発送予定のため、病院などの領収書の内容を明細書に記入して申告してください。

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471

令和4年度中治療終了の保険診療の生殖補助医療費などの助成の申請は3月29日(金)まで

申請期限
3月29日(金)

令和4年度中に終了した保険診療の生殖補助医療などの費用の助成の申請期限は3月29日(金)です。 ※令和5年度以降に終了した治療については、一連の治療が終了した日から1年後までです

対象 次のすべてに該当する夫婦(事実婚を含む) ●申請日の属する年の1月1日と申請日時点で市内に住んでいて、市の住民基本台帳に記録されている ●生殖補助医療以外の方法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されている ●市税の滞納がない ●治療を開始した日時点の妻の年齢が43歳未満 **対象治療** 令和4年4月1日以降に開始した治療(①保険診療の生殖補助医

療、②保険診療の男性不妊治療、③併用して行った先進医療) **助成回数** 1子につき通算6回まで(初めて一連の治療を開始した日に妻の年齢が40歳以上43歳未満である場合は、通算3回まで) **1回当たりの助成額** ①～③の各自自己負担額(医療保険各法の高額療養費、そのほか治療を受けたことに対する給付などの額を控除した額)と5万円を比較して少ない額(①～③の合計最大15万円) **申請方法** 保健センターで配布する申請書、受診証明書などの必要書類、印鑑を持って保健センターへ直接 ※申請書、受診証明書、請求書は市ホームページからもダウンロード可



問い合わせ 保健センター ☎367-1300

■ こんな人は市府民税の申告が必要です

申告会場開設期間
16日(金)～3月15日(金)

市府民税の申告が必要な人は、令和6年1月1日現在、市の住民基本台帳に記録されていて、前年中に所得があった人です。ただし、次に該当する人は申告が不要です。

●給与所得または公的年金などにかかる雑所得のみがある人で、支払者から支払報告書が提出されていて、支払報告書に記載されている所得控除など以外に適用を受ける所得控除などがない人 ●所得税の確定申告をする人 ※国民健康保険料や介護保険料などの算定や各種申請に課税証明書の発行が必要な場合などは、無収入の人も申告してください。申告には、本人および扶養親族などのマイナンバーの記入が必要です。医療費控除を受けるときは、医療費控除の明細書の添付が必要です(領収書は不可)。領収書は自宅で5年間保管してください。医療費控除の明細書は、市役所税務グループで配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます

とき 16日(金)～3月15日(金)午前10時～午後4時(17日(土)・3月2日(土)は午前10時～午後0時のみ受け付け) ところ 市役所・第1会議室 ※公共交通機関を利用してください。待機場所などはありません 持ちもの マイナンバーカードまたは

有効なマイナンバー通知カードと本人確認書類、令和5年中の収入・控除の内容がわかる書類

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】

ふるさと納税先の自治体数が5団体以内の場合に、ふるさと納税を行った自治体へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出すれば、所得税の確定申告を行わなくても所得税の寄附金控除相当分を含めて市府民税から税額控除される制度です。制度の適用を受けると、所得税からの還付は発生せず、ふるさと納税をした翌年の6月以降に納付する市府民税額が減額されます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用されないため、ふるさと納税の寄附金控除額を記載した確定申告書または市府民税の申告書の提出が必要です。

●6団体以上の自治体へ寄附した場合 ●確定申告書または市府民税の申告書を提出した場合(給与所得者が医療費控除を受けるために確定申告書を提出した場合など) ●特例制度への申請後に住所を変更したが、変更届出書を提出していない場合

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

■ 介護保険料、介護サービス費用は所得控除の対象に

昨年中に納付した介護保険料や介護サービス費用の自己負担分などは、所得税などの所得控除(社会保険料控除、医療費控除)の対象になる場合があります。

【介護保険料】

介護保険料は、社会保険料控除の対象です。年金から保険料が差し引かれている人(特別徴収)には、日本年金機構または共済組合などから、1月中旬に「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されています。対象となる介護保険料額が記載されているので、申告書の提出時に持参してください。また、保険料を口座振替で納付している人や窓口で納付している人(普通徴収)は、「口座振替明細書」または「領収書(金融機関などの領収印のあるもの)」で昨年中の保険料納付額を確認できます。なお、源泉徴収票や口座振替明細書、領収書に代わる「介護保険料納付確認書」を市役所高齢介護グループで発行しています。

【介護サービスの自己負担分やおむつ代】

次の人が、ケアプラン(介護サービス計画)に基づく介護サービスの範囲で自己負担した費用やおむつ代は、医療費控除の対象になる場合があります。

《居宅サービス利用者》ケアプランに医療費控除の対象となるサービスが含まれている場合は、介護保険給付の自己負担分(1割、2割または3割)が控除対象です。医療費控除の対象となる場合は、サービス提供事業所から発行される領収書の記載を確認してください。また、介護予防サービス・総合事業サービス(要支援1・2および事業対象者)分も同様の取り扱いとなります。

《施設入所者》介護保険施設に入所している人は、介護保険給付の自己負担分として支払った費用(1割、2割または3割)のほか、食費や居住費が対象です。ただし、特別養護老人ホームに入所している場合は、その2分の1の額が対象です。

《おむつ代》おむつ代を医療費控除の対象として申告するときは、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降で、要介護認定を受けている人は、介護保険法に基づく要介護認定にかかる主治医意見書の内容から、高齢介護グループで証明書に代わる書類を発行できる場合があります。認定を受けているすべての人に発行できるとは限りません。詳しくは問い合わせてください。

問い合わせ 高齢介護グループ ☎349-9416

市役所(本庁)でパスポート(一般旅券)の申請ができます

申請時間 月～金曜日午前9時～午後4時30分(土・日曜日、祝日など休日、年末年始を除く。交付は午後5時30分まで) **申請場所** 市役所市民窓口グループ **対象** 日本国籍を持ち、市の住民基本台帳に記録されていて、旅券発給申請書の刑罰等関係事項に該当しない人 **手数料** ≪新規申請(新規・切替)≫10年間有効/1万6,000円、5年間有効(12歳以上)/1万1,000円、5年間有効(12歳未満)/6,000円 **所要日数** 土・日曜日、祝日など休日を除いて10日(概ね2週間程度) ※大阪府の審査により、さらに日数がかかる場合があります **申請に必要なもの** ①一般旅券発給申請書 ②戸籍謄本(全部事項証明書) ③写真(6か月以内に撮影したもので、パスポート用の規格に合った

もの。申請者との同一性の確認が容易にできるもの) ④本人確認書類(運転免許証など) ⑤前回取得のパスポート ※申請内容によっては②が不要場合があります

また、市の住民基本台帳に記録されていなくても、日本国籍を有し、実際に市内に住んでいる人は、上記とあわせて、居所の証明と住民票を提出することで申請できる場合があります。詳しくは問い合わせてください。



問い合わせ 市民窓口グループ ☎349-9480

がん検診を受けてください

～あなたとあなたの大切な人のために～



がんの早期発見・早期治療につなげるためには、定期的に検診を受けることが大切です。医療機関や検診会場では、感染防止対策を実施しているので、安心して受診してください。

なお、受診前には体温測定など体調に問題がないかを確認し、マスク着用や受診前後の手洗いなどの感染対策にご協力ください。



▲市内のがん検診実施医療機関はこちら

がんセット検診

40歳以上の女性限定

【乳・子宮頸^{けい}・胃・肺・大腸がんセット検診】

実施医療機関 大阪総合健診センター(大阪市中央区道修町/大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋駅」下車) **費用** 4,000円 **申し込み** 月～金曜日(祝日など休日を除く)午前8時30分～午後4時50分に電話で大阪総合健診センター ☎06-6202-6667

【乳・胃・肺・大腸がんセット検診】

実施医療機関 堺複十字診療所(堺市堺区三国ヶ丘御幸通/南海高野線「堺東駅」下車) **費用** 3,000円 **申し込み** 月・火・木～日曜日(祝日など休日を除く)午前9時～午後5時に電話で堺複十字診療所 ☎221-5515

持ちもの 住所・名前・生年月日を確認できるもの(マイナンバーカード、健康保険証など)、健康手帳、一部負担金または無料クーポン(送付された人のみ) ※ただし、令和5年4月1日以降、セット検診に含まれる検診を単独で1つも受けていない人に限ります

乳がん(マンモグラフィ)個別検診

40歳以上の女性限定

実施医療機関 榎本病院(東茶臼木四丁目) ☎366-1818、ベルランド総合病院(堺市中区東山/南海高野線「北野田駅」から南海バス「高山バス停」下車) ☎234-2001、富田林病院(富田林市向陽台/南海高野線「金剛駅」から南海バス「富田林病院前バス停」下車) ☎0721-29-1121 ※送迎バスについては各病院へ問い合わせてください **費用** 1,000円 **持ちもの** 住所・名前・生年月日を確認できるもの(マイナンバーカードや健康保険証など)、健康手帳、一部負担金または無料クーポン(送付された人のみ) **申し込み** 電話で各実施医療機関 ※ベルランド総合病院の予約受付時間は月～土曜日午後2時～4時、富田林病院の予約受付時間は月～金曜日午後2時～5時

問い合わせ 保健センター ☎367-1300

令和4年度行財政改革推進プラン2020、第五次総合計画実施計画・第2期総合戦略の取り組み状況、(仮称)大阪狭山市行財政運営戦略大綱(案)

令和4年度の行財政改革推進プラン2020、第五次総合計画実施計画および第2期総合戦略の進捗状況などについて、識見のある人や市民などで構成する「大阪狭山市行政評価委員会」が評価した意見などを参考にしながらよりよい市政運営をめざしています。また、今回の行政評価委員会では、来年度に策定を予定している(仮称)大阪狭山市行財政運営戦略大綱の案についても、意見をいただきました。

【大阪狭山市行政評価委員会の評価および意見】

目標達成に向け、概ね計画どおりに実施されている。(仮称)大阪狭山市行財政運営戦略大綱の策定については、これまでの行財政改革の取り組みを総括するとともに、その内容や市政を取り巻く環境の変化などを踏まえた「新たな大綱」であるということを明示してほしい。また、行政経費の量的縮小を志向する改革から、行政サービスの質的な改革へとシフトしていくため、市の魅力を引き出し、資源や人を活用しながら、各部署が横断的・統合的な考えを持って検討を進めてほしい。

【個別に選定された事業に対する意見など】

《出産・子育て応援事業(伴走型相談支援)／(経済的支援)》市独自の取り組みである育児パッケージの配布や妊産婦へのタクシーチケットのプレゼントなどの出産・子育て応援事業は、次の世代を育てるための非常に重要で、大変良い事業である。本事業は、市の魅力でもあるので、市外に住

んでいる子育て世帯などが大阪狭山市へ移住し、子育てしたいと思ってもらえるよう、市内外へしっかりと周知するようお願いする。また、事業を展開するうえで、アンケート調査を実施しているとのことであるが、今後も市民ニーズを把握するとともに、子育てや教育を所管している部署などとも連携し、さらなる取り組みの拡充により、切れ目のない子育て支援に努めてほしい。

《スクール・サポート・スタッフ事業》教員不足や長時間労働など教員の負担が課題となる中、教員の事務作業をサポートするスタッフを配置することで負担を軽減し、教員が生徒への指導などに一層注力できる非常に良い取り組みである。財政的な課題はあるが、支援員配置の強化や支援員の能力を生かしたサポート内容の拡充も検討してほしい。また、コミュニティ・スクールや住民ボランティアなどの学校を支える事業との連携や関係性についても整理してほしい。

《運転免許証自主返納支援事業》運転免許証返納を促進するには、特典を付与することだけではなく、免許証を返納しても不便なく生活できる環境を整えることが重要である。例えば、地域独自で実施されている買い物の支援と連携することや、コミュニティバスの高齢者に係る運賃の見直しなど、いかに生活利便性を向上させていくかについて、きめ細かく検討し、運転免許証を返納しても、高齢者が積極的に活動できる環境づくりに努めてほしい。

問い合わせ 企画グループ(総合計画・総合戦略) ☎349-8001、行財政マネジメント室(行財政改革) ☎366-0011

大阪狭山市自治会地区会連合会ホームページ「さやれん」がオープン

大阪狭山市自治会地区会連合会では、令和5年度の新たな取り組みとして、ホームページ「さやれん」を開設しました。自治会・地区会のイベント情報や、自治会地区会連合会に加入している自治会・地区会の会員限定で、市内のお店などで利用できる「さやれんクーポン」などを掲載しています。クーポンの利用に必要なパスワードは、所属の自治会・地区会に確認してください。

また、会員特典の提供事業者も、随時募集しています。

問い合わせ 大阪狭山市自治会地区会連合会事務局(公民連携・協働推進グループ内) ☎366-0011

大阪狭山市自治会地区会連合会

さやれん



自治会地区会連合会ホームページはこちら▶



さやれんクーポン事業参加の申し込みなどはこちら▶



戸籍証明書などの広域交付が始まります

3月1日(金)から本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書・除籍証明書を請求できます。また、婚姻届など戸籍届け出時に戸籍証明書などの添付が原則不要となります。※コンピューター化されていない戸籍・除籍を除きます。一部事項証明書、個人事項証明書の請求はできません。国のシステムメンテナンスにより土曜開庁日は対象外です

＜請求できる人＞●本人 ●配偶者 ●本人の父母、祖父母など(直系尊属) ●本人の子、孫など(直系卑属) ※郵送や代理人請求はできません。国または地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)の提示が必要です



問い合わせ 市民窓口グループ ☎349-9481

高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、世帯で令和4年8月1日～令和5年7月31日に支払った両方の自己負担額の合計が、自己負担限度額(右表)を超えた場合、申請により超えた額が支給されます。対象者には申請書を送付するので、後期高齢者医療制度の加入者は、大阪府後期高齢者医療広域連合給付課へ、国民健康保険の加入者は、市役所保険年金グループへ申請してください。※医療費用と介護サービス費用のいずれかが0円、または支給額が500円以下の場合には支給対象外です

次に該当する人は、支給される場合があるので、計算期間内に加入していたほかの保険者の「自己負担額証明書」を持って申請してください。

令和4年8月1日～令和5年7月31日に、●大阪府外から転入した、●ほかの医療保険制度から後期高齢者医療制度または大阪狭山市国民健康保険に加入した ※後期高齢者医療制度に加入し、高額療養費(外来年間合算)支給申請書が届いている人は、高額療養費を先に申請してください

【後期高齢者医療制度および70歳以上の国民健康保険加入者】

課税状況	所得区分	負担割合	自己負担限度額(年額) (医療保険+介護保険)
課税世帯	現役並み所得	3割	212万円
	課税所得690万円以上		141万円
	課税所得380万円以上		67万円
非課税世帯	課税所得145万円以上	1割	56万円
	一般		31万円
	低所得Ⅱ		19万円(※1)
	低所得Ⅰ	2割	

(※1) 複数世帯の場合、介護保険の自己負担限度額は31万円

【70歳未満の国民健康保険加入者】

所得区分	負担割合	自己負担限度額(年額) (医療保険+介護保険)
基準総所得額901万円超	3割	212万円
基準総所得額600万円超～901万円以下		141万円
基準総所得額210万円超～600万円以下		67万円
基準総所得額210万円以下		60万円
住民税非課税世帯		34万円

※基準総所得額＝前年の総所得額等－基礎控除43万円

※70歳未満の国民健康保険加入者の自己負担額は、医療機関ごと(入院、外来、医科、歯科別)に月額2万1,000円以上を支払ったときに合算対象となります

問い合わせ 保険年金グループ ☎349-9471 (国民健康保険)、☎349-9472 (後期高齢者医療)、大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06-4790-2031



おおさかさやまで
キラリと光る
ニュースをお届け

第26回全国空手道選手権大会優勝



＜型＞一井優里紗さん/小学2年の部、大井愛輝さん/小学3年の部、宮本楓子さん/小学4年の部
＜組手＞井手上奈央さん/小学6年女子の部、山田元志さん/中学3年男子重量の部

第23回全日本チアダンス選手権大会 Youth 編成 Pom部門 Medium審査員特別賞



履正 CheerDanceTeamの OceansSmile

大阪狭山の気になるあの人をインタビュー

キニナル

Freedom to dream in osakasayama

市特命大使
Bboy Shigekix **半井 重幸** さん(21)

profile

大阪狭山市出身。

姉の彩弥さんの影響で7歳からブレイキン(ブレイクダンス)を始める。小学生のころから世界で注目され、国内外の数々の大会で優勝を重ねている。

昨年開催された杭州アジア大会で金メダルに輝き、2024年パリオリンピックの出場権を獲得。



「できない」ではなく、 自分を見つめ、 常に「ビジョン」を描く

大阪狭山市は自分にとって 「ホーム」

大阪狭山市はブレイキンをやりはじめてから、常に帰ってきている場所。実家もある自分の一番の居場所です。

大阪市内でいつも練習していましたが、地方の大会や海外に行くのが、日本の空港に戻ってきて真っ先に帰るのは自分の家だったので、大阪狭山市はホームだなと感じます。ここで育っていなかったら、全然違う自分になっていたと思います。今の自分があるのはこのまちのおかげです。

小学生のころから

「やりたいこと」をやるために

毎日、自分がやりたいダンスをするために、小学生として、中学生として、高校生として、半井重幸一人の人間として、すべきことをしたうえで、やりたいことを全力でやりなさいと言われていました。放課後に周りの子が遊んでいるときに自分は勉強して、みんなが勉強しているときに自分はダンスの練習をしていましたね。

大切にしている言葉

「常に挑戦」

常に挑戦するために、常に目標を立て、自分が魂を燃やす何かについて行動する、意識する。目標を達成できるのは、1週間後なのか10年後なのかわからないこともあり、簡単ではありませんが、常に挑戦し、こうなりたいというイメージを大切にしたいです。



パリオリンピックに向けて

「常に進化し変化することをやめない」これ続けていきたいと思っています。

もちろん戦略的な部分で試したことがないことにトライすることはありますが、今までどおり、進化することに貪欲であり続けて当日を迎えたいと感じています。

皆さんに良い報告をすることがモチベーションの1つなので、今後も良い報告ができるように頑張りたいです。

子どもたちへのメッセージ

自分が好きという気持ちを大事にしてほしいです。すぐくエネルギー源になるので。大変なことはいっぱいあると思うんですが、好きな物事の中の大変なことは楽しめると思うので、好きな気持ちを大切にしてほしいです。

一問一答

好きな言葉

常に挑戦

一番欲しいもの

ないです

好きな食べもの

日本食全般。特にウナギ

無人島に持っていくなら

ベタにナイフ一本。友人を連れていけるならそれが一番です。邪道ですが(笑)

ゆっくりする時間ができたら

旅先でゆっくりできる旅行

地域の人と一緒につくる 新しい学校のカタチ

問い合わせ 学校教育グループ ☎366-0011

学校運営に保護者や地域住民の意見を反映できるコミュニティ・スクール制度(学校運営協議会制度)を、市は令和2年10月から導入しています。昨年度までの南第一小学校、西小学校、北小学校に加えて、今年度新たに南第二小学校、第七小学校に導入しました。地域の人と連携した今年度の各校の取り組みを紹介します。

「米づくり」 南第二小学校 5年生

地域学校協働活動推進員の田んぼで田植えを体験しました。子どもたちは、苗の持ち方などを意識しながら、一生懸命田植えに取り組みました。秋には稲刈りを体験し、自分たちで育てたお米を使って、ポン菓子をつくりました。



煙がモフモフ。
ポン菓子の完成



「大阪狭山の過去と未来を考える」 第七小学校 6年生

地域の歴史に詳しい橋上さんから「七小校区の今までとこれからについて」をテーマに話を聞きました。子どもたちは、クラスでプレゼンテーションを行い、意見を交わしました。



「お店探検」 南第一小学校 3年生

グループごとに校区内のお店に行きました。事前に考えた質問をしたり、実際にお店を見学して、不思議に思ったことを聞いたりしました。



商品がたくさん
並んでいる～

「地元の文化を知る」 北小学校 2年生

さやま音頭保存会の皆さんに踊りを教えてもらいました。子どもたちは、運動会の入場用にアレンジされたさやま音頭を熱心に練習していました。



「安全な暮らしを守る」 西小学校 3年生

大阪狭山市消防団の皆さんからまちを守るための話を聞きました。その後、消防服を着たり、消防車に乗ったり、消防機材に触れたりしました。



安全・安心なまち
で暮らすために

これからどうなるの？

市は、令和6年度から、コミュニティ・スクール制度を活用して、小・中学校の9年間で系統的教育を行う小・中一貫教育を推進します。

地域から教育を支える人を募集します

子どもたちが、教員だけでなく、地域の人など多様な価値観や経験を持つ人とかわることで、より深い学びにつながります。

子どもたちの学びや成長を支える一員になってみませんか。まずは気軽に、校区の学校に相談してください。